

【本資料は現時点における素案です】

## 継 みんなで支える里山整備事業

### 1 事業の趣旨

里山の森林の機能回復を重点的に進めるため、地域をあげて集落周辺の間伐を面的に推進する。

### 2 事業主体

市町村、森林組合、森林所有者、NPO 法人など

### 3 補助率

- (1) 間伐：標準経費の 90%（標準経費は標準単価に間接費を加えた費用）
- (2) 間伐材の搬出：定額

### 4 対象森林

集落周辺の森林及び水源を保全するための森林で、市町村が必要と認める次のいずれかの森林

- (1) 10 年以上整備が放棄され機能回復が必要な私有林で、整備する面積が 1ha 以上かつ 3 戸以上の森林所有者で構成される森林
- (2) 森林所有者と市町村で水源林保全のための協定を締結した、里山と奥山が混在した森林
- (3) 長野県森林づくり県民税を活用し公有林化を行った森林

### 5 事業内容

#### (1) 間伐支援

事業区分	施業内容	補助要件	
		個別事項	共通事項
税単独事業	保育間伐	概ね 11 年生以上 60 年生以下の森林	間伐率は、本数率で原則 30% 以上（豪雪地帯等は 20%以上） 地方事務所長と森林所有者 又は市町村長とで協定を締結
	附帯施業	本事業で実施する間伐と一体的に行う必要がある施業 (例)電線等に掛かる立木処理など	
国庫活用事業	保育間伐	人工林 25 年生以下、天然林 60 年生以下又は、伐採木の平均胸高直径が 18 cm未満の森林	

#### (2) 搬出支援

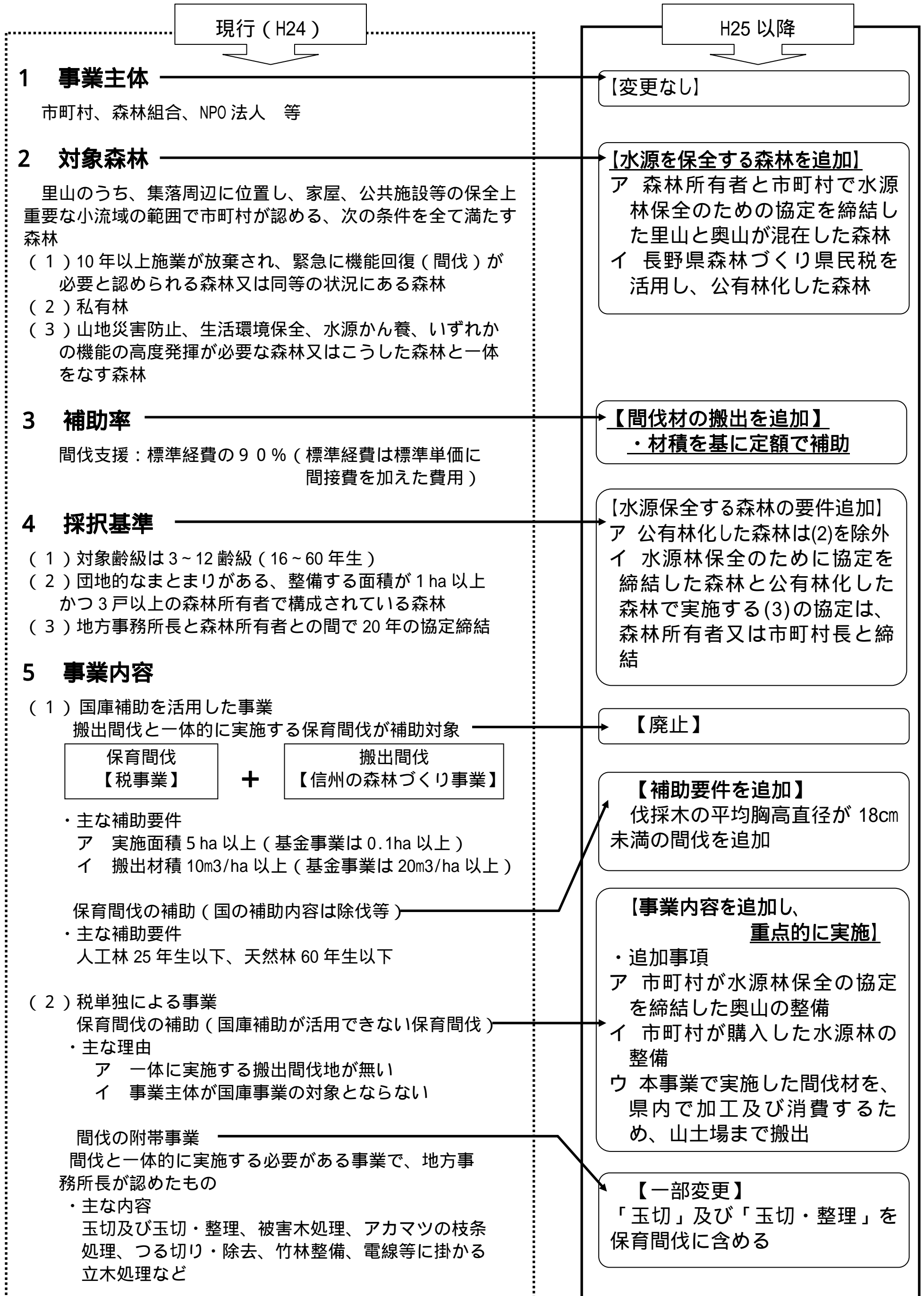
事業区分	施業内容	補助要件
税単独事業	間伐材を山土場まで搬出集積	本事業で実施した間伐材の搬出集積を行う 県内で加工・消費が確実なこと

### 6 全体計画

区分	H25	H26	H27	H28	H29	合計
間伐面積(ha)	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	15,000
搬出材積(m3)	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000	20,000

【本資料は現時点における素案です】

みんなで支える里山整備事業の変更点（案）



【本資料は現時点における素案です】

## 継 地域で進める里山集約化事業

### 1 事業の趣旨

里山の小規模個人有林等の森林整備を進めるため、区、集落などの地域が主体となり、集落周辺の里山の森林所有者からの施業同意を得る取り組みに支援を行う。

### 2 事業主体

自治会組織（区、集落など）、森林整備委員会、生産森林組合  
森林組合等（区、集落等の自治会組織の協力体制が整っている者）

### 3 補助率

定額

### 4 事業内容

森林整備予定区域、搬出材仮置場、作業道開設地等の所有者からの施業同意書の取得。

森林づくり県民税を活用し森林整備を実施する地域の同意書を取得し、その後の森林整備をスムーズに実施するための条件整備を行う。

なお、翌年度末までに森林整備を完了することを条件とする。

### 5 現行の森林税活用事業からの主な変更点（案）

年度	H20～H24	H25～							
事業内容	<b>集約化対象地</b> 樹種、林齢にかかわらず、間伐（搬出間伐含む）、除伐又は緩衝帯整備のいずれかの施業が緊急に必要な森林	<b>（集約化対象地の拡充）</b> <b>【追加】</b> 搬出材仮置場・施業地までの作業道の同意取得							
	<b>交付金額</b> 定額 15,000 円 / ha に施業同意取得面積 (ha) を乗じた額	<b>（集約化人数による交付金額決定）</b> <b>【見直し】</b> 1ha 当りの集約化を行った人数に応じて、1ha 当りの交付金額を決定  (検討例) <table border="1"><thead><tr><th>1ha/集約人数</th><th>1ha 当り交付金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>5 人未満</td><td>(検討中)</td></tr><tr><td>5 人以上 10 人未満</td><td>(検討中)</td></tr><tr><td>10 人以上</td><td>(検討中)</td></tr></tbody></table>	1ha/集約人数	1ha 当り交付金額	5 人未満	(検討中)	5 人以上 10 人未満	(検討中)	10 人以上
1ha/集約人数	1ha 当り交付金額								
5 人未満	(検討中)								
5 人以上 10 人未満	(検討中)								
10 人以上	(検討中)								

【本資料は現時点における素案です】

## 一部新 森林づくり推進支援金

### 1 事業の趣旨

地域における住民の意向や実情等、地域固有の課題に精通している市町村との連携により、きめ細かな森林づくり活動の取組を支援するため、市町村が独自性と創意工夫により事業展開するための経費に対して支援する。

### 2 事業主体

市町村（市町村から団体等への間接補助可）

### 3 補助率

10/10以内（施設整備費は2/3以内、水源林の取得経費への支援は上限額を含め現在検討中）

### 4 事業内容

地域の実情、固有の課題や住民からのニーズに対応した森林づくり関連施策で、「長野県森林づくり指針」に掲げる施策の趣旨に即した事業

- (1) 「みんなの暮らしを守る森林づくり」に資する事業
- (2) 「木を活かした力強い産業づくり」に資する事業
- (3) 「森林を支える豊かな地域づくり」に資する事業

### 5 現行の森林税活用事業からの主な変更点（案）

「長野県森林づくり指針」に掲げる施策の趣旨に即した事業となるよう、別紙のとおり事業メニューを見直し。

#### 新 水源林の公有林化の支援

特に、市町村が事業主体となり水源林の公有林化を支援する取組を新たに支援対象とする。

##### [背景]

目的が不明確な土地取引による水資源の独占や水道等の湧水による懸念、不安感及び投機的な森林売買による水源林・水源地機能の持続的な維持管理の懸念

##### [考え方]

- ・ 県では、水源林を県民共通の貴重な財産とし、公的な管理のもとで持続的な保全を図っていくことを基本的な考えとした。
- ・ 公的管理の手法は、保安林化、森林所有者との協定締結、公有（市町村有）林化である。
- ・ この内、公的管理を進める上で、やむを得ず、公有（市町村有）林化が必要と考えた、土地及び立木又は、立木のみを買収する場合に支援する。
- ・ 対象となる森林...以下の かつ の区域内（予定含む）にある森林であること  
長野県の水環境保全条例の「水道水源保全地区」又は現在検討中の「水資源保全地区」に指定されていること  
市町村森林整備計画の「水源涵養区域」であること

重点配分枠（支援金の半分程度）の一部を、別紙の「水源林の公有林化の支援」に重点的に割当し、残分について従来と同様に配分。

ただし、水源林の公有林化の支援を行う市町村については、それ以上の重点配分枠は配分しない。

**【本資料は現時点における素案です】**

**【案】 現行森林税(H20-H24)と次期森林税(H25-H29)との事業メニューの対比（実施要領別表）**

事業区分	交付対象事業の例示
<p>1 森林整備の推進 みんなの暮らしを守る森林づくり</p>	<p>(1) 間伐補助事業における森林所有者負担の軽減を図るための新たな取組(市町村嵩上げ補助の拡充)  <b>【見直し】</b> ・信州の森林づくり事業等の間伐補助事業の嵩上げは事業費の9割までを上限とする          ・ただし、みんなで支える里山整備事業の嵩上げは対象としない          ※9割を超える部分についての市町村独自の嵩上げは妨げない</p> <p>(2) 野生鳥獣の被害防止にかかる緩衝帯整備等の取組(森林整備に直接関係しない野生鳥獣被害対策は交付対象事業としない)  <b>【見直し】</b> ・緩衝帯整備          ・樹木の保護(テープ巻き、防護ネット等)に限定 ※事業区分は3に変更</p> <p>(3) 松林健全化推進事業の補助対象外の松くい虫被害防除等病虫害防除の取組</p> <p>(4) 補助事業対象外の齢級(高齢級)や竹林での整備、景観形成等に資する整備等で、既存の補助事業で対応できない取組  <b>【見直し】</b> ・景観形成に資する森林整備に限定</p> <p><b>【廃止】</b> (5) <del>その他上記項目に類似した取組</del></p> <p><b>【追加】</b> (5) <u>水源林を公的管理するために取得するための経費の補助</u></p>
<p>2 間伐材利用の促進 木を活かした力強い産業づくり</p>	<p>(1) 展示効果の高い市町村施設、学校等における内装木質化、木製机・椅子、ペレットストーブ等の導入</p> <p>(2) 市町村公園等における木製遊具、木製ベンチ・テーブル等の導入(県産材を使用したものに限り、とし、解説パネル等による普及啓発と併せて実施するもの)</p> <p>(3) 学校教育の教材等として使用する材料としての県産間伐材の提供</p> <p><b>【追加】</b> (4) <u>搬出間伐を推進する取組</u></p> <p>(5) <u>その他県産間伐材や木質バイオマスの利活用を行うための調査研究やシステムづくり推進する取組</u></p> <p><b>【廃止】</b> (5) <del>その他上記項目に類似した取組</del></p>
<p>3 県民参加による森林づくりの促進 森林を支える豊かな地域づくり</p>	<p><b>【廃止】</b> (4) <del>森林づくりに関する地域住民等への普及啓発活動</del></p> <p>(2) 長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく森林整備保全重点地域での地域森林委員会や、里山整備利用地域での里山整備利用推進協議会の組織化や活動の支援</p> <p>(3) 学校林等の森林環境学習の場の整備や、学校・地域住民等の森林環境教育の実施にかかる取組  <b>【見直し】</b> ・市町村を超える広域的な参加を求める取組          ・森林づくり県民税を活用した森林整備等をフィールドに活用した取組          ・森林の里親促進事業に関連する取組に限定(以下、(4)も同様)</p> <p>(4) NPOや地域住民等との協働による森林づくり活動の支援</p> <p>(5) 自由に利活用できる森林エリアの設定などの地域住民等が森林に触れる機会の提供や、<u>森林セラピーの取組、そのサービス等を提供するために必要な施設の整備</u></p> <p><b>【見直し】</b> ・市町村を超える広域的な利用が見込まれるものに限定</p> <p><b>【廃止】</b> (6) <del>その他上記項目に類似した取組</del></p>
<p>4 特認事業</p>	<p>(1) <u>上記以外で、森林づくりに関連する取組として特に必要と認められるもの</u> <b>【廃止】</b></p>

【本資料は現時点における素案です】

## 新 信州の木を活かすモデル地域の創生

### 1 趣旨

地域が主体となり、里山の森林資源を木質バイオマス利用や商店街等の木質化、道の駅等での販売などに活用する先進的なモデル地区を支援することにより、身近な森林資源を地域の活性化やエネルギーの自立につなげ、森林資源の持続的活用を図る。

### 2 施策の主体

- ・市町村、自治会組織、林業関係団体、企業、NPO 法人等
- ・上記の者が組織する団体

### 3 施策の内容

以下の事業メニューを参考に、供給から消費まで地域が一体となって取り組む事業を支援する。

事業例	事業内容（取組事例）
「住民自主参加型」 地域分散型 木質バイオマス等 利用促進モデル	・需要者と供給者が一体となった組織の活動支援 ・薪ステーション等の設置 ・みんなで活用する薪割機等の導入 ・低質材の収集を地域通貨等の発行による促進、地域通貨活用による地域経済活性化 ・シンポジウム等開催による普及啓発活動
「都市部活用型」 木の香り漂う 街並みづくりモデル	・供給者、製材加工業者、商店街、NPO等が一体となった組織の運営等の支援 ・商店街の店舗前や歩道に木製ベンチ、格子等の設置 ・木製案内板、道路標識や防護柵等の木柱化 ・共同施設や公衆トイレ等の木質化等
「地域協働型」 県産材・道の駅等 販売促進モデル	・供給者、製材加工業者、障害者支援施設等が一体となった組織の活動支援 ・DIYキットや木育キット等の製品開発 ・丸鋸・糸鋸・レーザー彫刻機等加工機械の導入等 ・道の駅等の販売コーナーの木質化等

事業の採択に当たっては、提案書の提出により県民会議等で審査し、先導的なモデルを優先して採択する。

（期待する効果）

- ・地域が主体となって持続的な木材利用につながる仕組みを構築
- ・木に囲まれた信州らしい街並みの実現
- ・道の駅等で県民が手軽に県産材を購入できる環境づくりの実現

### 4 施策のイメージ



【本資料は現時点における素案です】

## 新 信州フォレスト コンダクターの育成

### 1 趣旨

森林づくりアクションプランでは、平成 32 年度までに、75 万 m<sup>3</sup>の木材を安定的、計画的かつ持続的に出荷できる体制の整備を進めることとしており、さらに「信州 F・POWER プロジェクト」の稼働に向け、県産材 60 万 m<sup>3</sup>の供給体制の整備が必要である。

このため、里山を活用しての地域づくりから、森林の管理、木材の出荷・利用等にわたる産業づくりまで、総合的な視野で指揮することのできる知識と技術を有する林業経営者(フォレスト コンダクター)を育成する。

### 2 施策の主体

長野県（一部林業事業体等へ委託）

### 3 施策の内容

#### (1) 対象者

森林組合や林業事業体等の中核的な職員で、即戦力として地域の林業をけん引できる者

#### (2) 募集人員

地域における具体的な課題への取組や解決方法に関する研修希望をプロポーザル方式で公募し、応募者の中から一定の人数を上限として採択

#### (3) 研修内容

県による集合研修

- ・ 座学による林業経営(木材流通、地域連携等)に関する研修(4日)
- ・ ワークショップ形式での経営実践研修(林業経営団地活用)(2泊3日)
- ・ 研修生同士の活動内容成果の発表とディスカッション(1泊2日)

委託による個別研修

経営者セミナーへの参加、大手商社へのOJT研修、国内(多野東部森林組合等)・海外(オーストリア等)への調査視察、外部講師による実践研修 等

### 4 信州フォレストコンダクターに期待される役割

- (1) 「信州 F・POWER プロジェクト」における「サプライチェーンセンター」が必要とする木材情報等を山側に的確にマッチングし、木材調達の円滑化に貢献
- (2) 「信州の木を活かすモデル地域創生事業」において指導的役割を果たすことで、地域の先進的な取組を支援
- (3) フォレスターや林業士との連携により、災害防止や環境保全にも十分に配慮した持続的な森林経営の確立及び林業経営団地の広域的な管理を支援
- (4) 地域の協議会等を通じて林業に対する改革意識の醸成と得られた成果を還元

### 5 その他

研修修了者を登録、既存事業を活用したフォローアップを検討

【本資料は現時点における素案です】

## 継 みんなで支える森林づくり推進事業

### 1 事業の趣旨

森林の有する多面的機能の役割、森林づくりの重要性等について県民等の理解を深め、森林づくりへの参加・協力を促進するため、次期森林税の初年度となる平成25年度において森林税の広報・普及啓発を強化して実施する。

また、県民会議・地域会議を開催して、森林税活用事業の効果の検証等を行う。

### 2 事業主体

県

### 3 事業内容

#### (1) 広報・普及啓発費

現行の森林税の実績や成果、次期森林税の仕組みや森林税活用事業の内容等について県民に普及啓発する。

#### (2) 県民会議等開催費

県民の代表等により設置した第三者機関である「みんなで支える森林づくり県民会議」、「同地域会議」により、地域ニーズの集約や事業実施後の効果の検証等を行う

### 4 事業目標

特に女性、若年層（20代～30代）をターゲットとした広報や地域の実情に応じた広報により、効率的に森林税の使い道の認知度を向上させ、納税者である県民等の森林税に対する理解を深める。

### 5 現行の森林税活用事業からの主な変更点（案）

	現行の森林税(平成20年度～24年度)	次期森林税(平成25年度～29年度)
目的	森林の大切さ、森林税の必要性、現行の森林税の使い道	現行の森林税の実績・成果、次期森林税の使い道・活用事業の詳細
広報媒体	<p>[紙媒体]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>▶リーフレット(全戸配布)</li><li>▶リーフレット(小型版)</li><li>▶森林づくりレポート</li><li>▶広報ながのけん</li></ul> <p>[放送]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>▶テレビCM</li><li>▶ラジオ番組・CM(約1カ月)</li></ul> <p>[イベント]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>▶シンポジウム(県域)</li><li>▶体験型イベント(10地域)</li></ul> <p>[インターネット]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>▶ホームページ</li><li>▶ブログ・ツイッター</li></ul> <p>[展示]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>▶横断幕・看板</li><li>▶パネル展示</li></ul>	<p>[紙媒体]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>▶リーフレット(小型版)</li><li>▶森林づくりレポート</li><li>▶広報ながのけん</li><li>▶<u>女性情報誌</u></li></ul> <p>[放送]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>▶ラジオ番組・CM(通年)</li></ul> <p>[イベント]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>▶シンポジウム(県域)</li><li>▶<u>地域の実情に応じた広報(10地域)</u></li></ul> <p>[インターネット]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>▶ホームページ</li><li>▶ブログ・ツイッター</li></ul> <p>[展示]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>▶パネル展示</li></ul> <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>▶<u>啓発物品</u></li></ul>



【本資料は現時点における素案です】

## 継 森林（もり）の里親促進事業

### 1 事業の趣旨

社会経済構造の変化に伴い荒廃した里山や山村集落へ県が仲立ちとなり、企業等の社会貢献活動を誘導し、森林整備と交流を通じた新しい森林づくりによる地域活性化を図る。事業では県外企業等への働きかけを積極的に行うとともに、地域で活動するNPO法人などの多様な組織との連携をはかり、本県の森林整備を支援していただく体制を整備する。

### 2 事業主体

県

### 3 事業内容

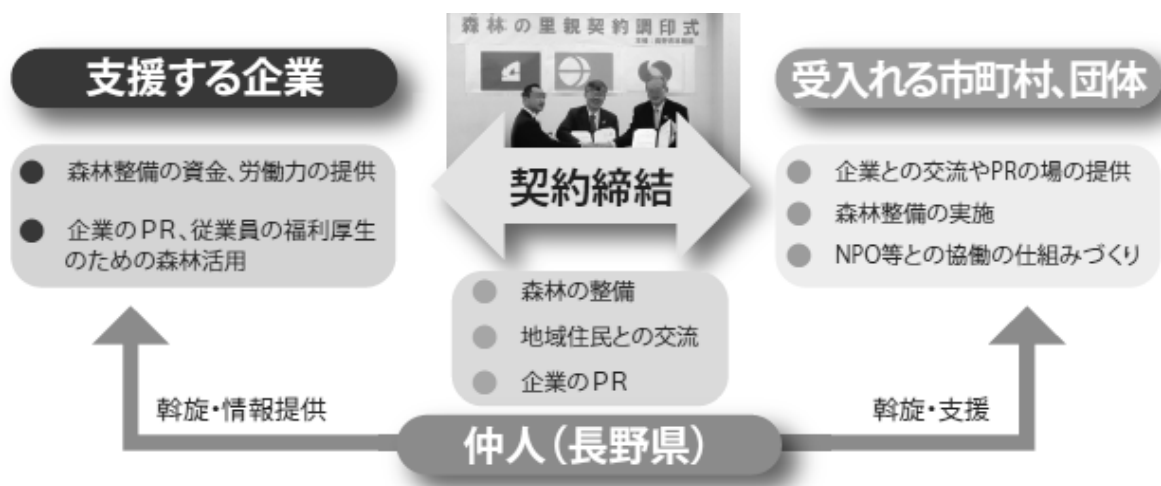
- (1) 企業誘致活動、普及パンフレットの作成等
- (2) 地域のNPO法人などを対象としたシンポジウムの開催

### 4 現行の森林税活用事業からの主な変更点

企業を中心として活動を続けてきた、森林（もり）の里親促進事業について、自治体や学校などが里親となるケースが見られることから、こうした多様な組織への働きかけを重視する。

地域で森林施業などを行うNPO法人の中には、本事業の趣旨に賛同して里親や里子として地域の森林整備を支援していただいているが、まだまだ事例が少ないので、平成25年度は、長野県内のNPO法人などを対象としたシンポジウムを開催する。

### 5 事業のイメージ



【本資料は現時点における素案です】

## 継 地球温暖化防止吸収源対策推進事業

### 1 事業の趣旨

環境問題を契機として民間企業の社会貢献意欲が高まりを見せている中、多様な事業主体による森林整備を推進するため、「森林（もり）の里親促進事業」により整備された森林のCO<sub>2</sub>吸収量を長野県が認証することにより、環境先進企業による森林整備を促進し、地球温暖化防止をはじめとする森林の多面的機能の持続的な発揮に資する。

### 2 事業主体

県

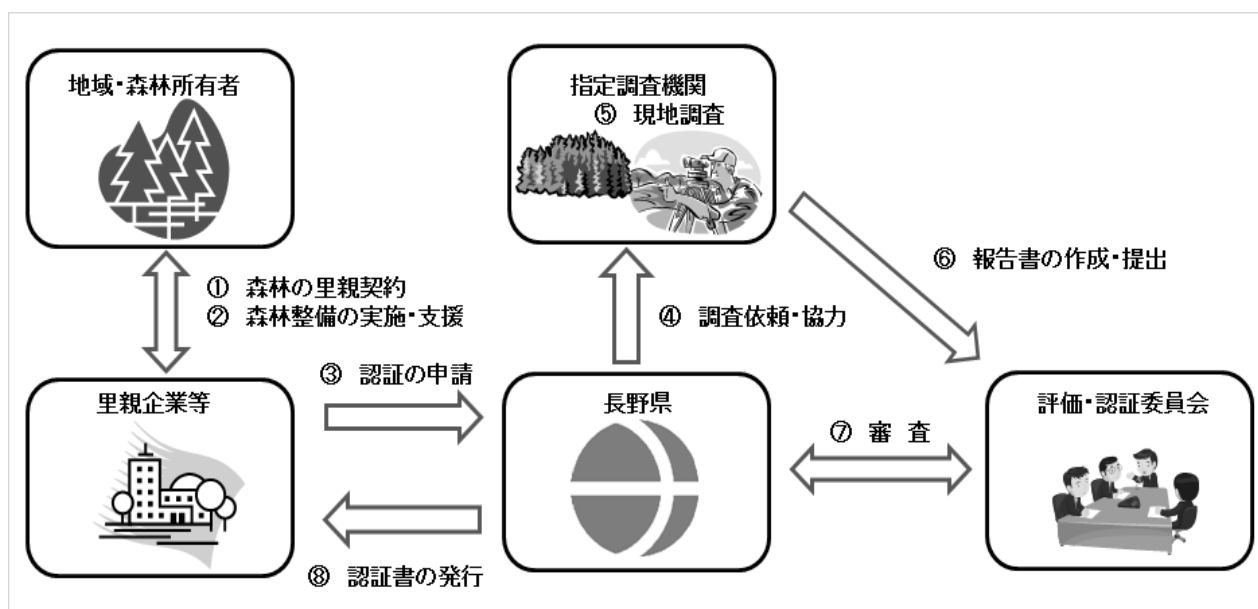
### 3 事業内容

- (1) 森林（もり）の里親企業による森林整備を更に促進するために、間伐による森林CO<sub>2</sub>吸収量について、専門家で構成する「長野県の森林CO<sub>2</sub>吸収評価審査委員会」（以下、「委員会」という。）の審査結果に基づき長野県が認証
- (2) 委員会による、CO<sub>2</sub>吸収量評価の技術的検証と多様な森林整備に適合した評価手法確立のための現地検討

### 4 現行の森林税活用事業からの主な変更点

CO<sub>2</sub>等の温室効果ガスの排出削減や吸収量を「販売可能なクレジット」として認証する新たなオフセットクレジット制度が平成25年度より始まるため、その制度の研究を進めながら、都道府県が行うCO<sub>2</sub>吸収評価制度のプログラムを新制度に適合させることを目的に検討を行う。

### 5 事業のイメージ



【本資料は現時点における素案です】

## 継 地球温暖化防止木材利用普及啓発事業

### 1 事業の趣旨

長野県産材を使用して建築した個人住宅や、事務所・店舗等の木質化をした企業等に対し、木材が固定するCO<sub>2</sub>の固定量を表示した認証証書を県が発行し評価することで、木材を使うことが地球温暖化防止や地域の森林整備に貢献することを広くPRし、県民の環境への関心を高めるとともに、県産材の消費拡大を図る。

### 2 事業主体

県

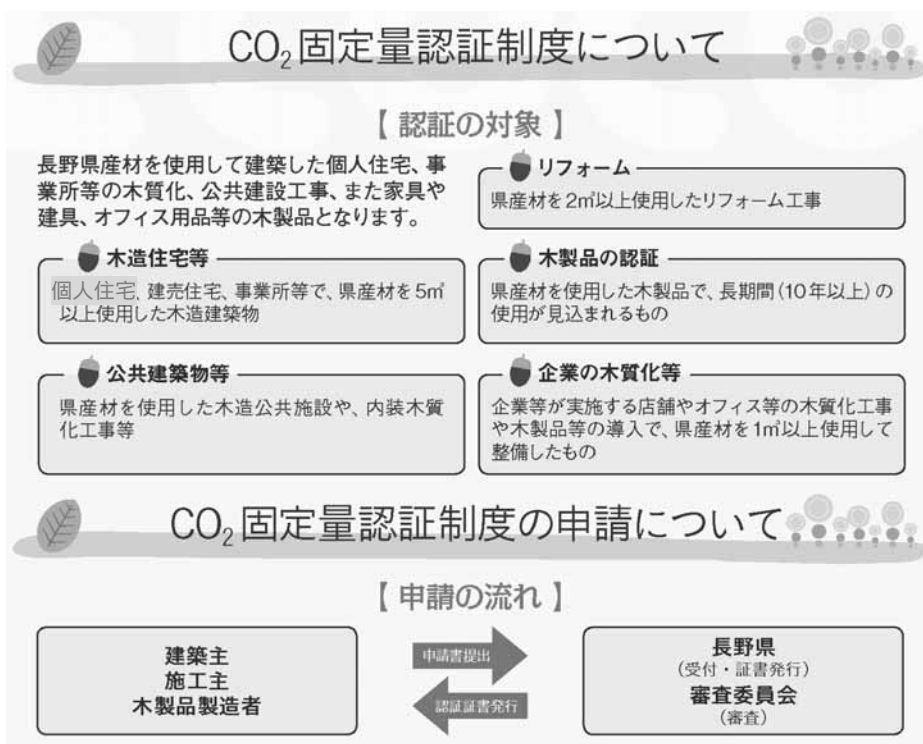
### 3 事業内容

- (1) 県産材を一定量以上使用した木造建築物を建築する施主や事業所・店舗等を木質化する企業等に対し、使用した木材のCO<sub>2</sub>固定量の認証証書を発行し、地域材を利用することが地球温暖化防止等につながる環境面での評価を周知し、県産材の付加価値を高める。
- (2) 「長野県産材CO<sub>2</sub>固定量認証制度審査委員会」を組織し、認証制度の公正な運営・審査を確保する。

### 4 現行の森林税活用事業からの主な変更点

大きな変更点なし

### 5 事業のイメージ



メリット：【個人住宅】住宅ローンの金利優遇 【企業等】CSR 活動としてPR

【本資料は現時点における素案です】

## 継 木育推進事業

### 1 事業の趣旨

県産材等を利用して、県民が参加しながら、木や森林について学習する活動を「木育」として推進し、県産材の利用促進や健全な森林の育成に対する意識の高揚を図るとともに、地域に根ざした心豊かな県民性を育みます。

### 2 事業主体

市町村、学校、林業者が組織する団体、NPO法人等

### 3 事業内容及び補助率

#### (1) 県域活動支援（補助率：2分の1以内）

県内小中学校を対象とした手作り木育コンテストの開催・木工教室開催支援

#### (2) 木育活動支援（補助率：10分の10以内）

身近な森林からの材を活用した児童が学びながら行う木育活動（学校等への内装木質化・木工教室など）へ支援

- ・地域活動型、資材等譲与型、里山資源活用型を統合
- ・地域材の利用を重点とし、森林教室等は除く
- ・児童への教育に繋がる活動とする
- ・上限額 50 万円

#### (3) 木育推進員の育成・派遣（実施主体：県）

森や木の知識を有する者を木育推進員とし、林業関係者や市町村職員・教育関係者など各地域で行われる木育推進活動で核となる人材の育成及び活動への木育推進員の派遣を行う

### 4 現行の森林税活用事業からの主な変更点（案）

年度	H20～H24	H25～
事業内容	県域活動支援	→ 【継続】
	地域活動支援 ・地域活動型 ・資材等譲与型 ・里山資源活用型	→ 【見直し】 木育活動支援 ・3つの型を、木育活動支援として一本化 ・地域材の利用を重点とし、森林教室は除く ・園児や児童などへの教育に繋がる活動とする ・活動例 木工教室、内装木質化 など ・上限額 50 万円
	木育推進員の派遣	→ 【一部見直し】 木育推進員の育成・派遣 ・地域の核となる木育推進員の育成、講習会の開催、登録など ・地域活動への木育推進員への派遣
	木育手引き書の作成	→ 【廃止】

【本資料は現時点における素案です】

## 新 里山利用の総合的な支援

### 1 趣旨

燃料革命以後、薪の採取などの里山の利用が減少したことにより、里山の荒廃が進んできた。里山の整備を行い、木材の利用や山菜・キノコの栽培など森林所有者や地域住民が主体的に里山を活用する活動を行うことが、健全な森林づくりや地域活性化につながる。そこで、地域住民が主体的に活動を行う里山利用計画の作成や活動を支援する。

### 2 施策の主体

区、集落、地区協議会等

### 3 施策の内容

地域の活性化を目指し、里山の利用を積極的にすすめる地域を支援するため、以下の事業メニューに基づいた補助を行う。

#### (1) 里山利用活性化

里山利用の全体計画に基づき、森林整備、景観整備、炭焼き、山菜・きのこ栽培、薬草・薬木栽培、獣害対策、移住交流、防災対策など、地域住民が里山を利用して活動する取組に対して支援  
機械のレンタル、講習会の開催など

#### (2) 里山整備活動講座（集合研修・地域研修）

里山の総合利用を先導できる、地域が必要とする人材を育成  
地区住民に対する里山整備育成講座の実施

### 4 施策のイメージ

